

大蔵委員会議録 第八十二号

昭和二十七年六月三日(火曜日)
午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 奥村又十郎君 理事 榎本小山 長規君

理事 佐久間 徹君 理事 松尾トシ子君

理事 浅香 忠雄君 有田 二郎君

理事 川野 芳南君 島村 一郎君

理事 夏堀源三郎君 三宅 則義君

理事 宮崎 靖君 宮原幸三郎君

理事 武藤 嘉一君 深澤 義守君

出席政府委員 大久保太三郎君

外国為替管理 佐藤 一郎君

委員 大蔵事務官(主 計) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(銀行) 福田 久男君

大蔵事務官(外 務) 龍崎 紀男君

大蔵事務官(通 商) 横山 正臣君

大蔵事務官(理 財) 堀口 定義君

大蔵事務官(金 庫) 堀口 定義君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

大蔵事務官(通 商) 石井由太郎君

大蔵事務官(理 財) 石井由太郎君

五十三十一日

陶磁器製タイルに対する物品税撤廃の請願(武藤嘉一君紹介)(第三二七〇号)

在外資産の補償に関する請願外一件(宮原幸三郎君紹介)(第三三〇四号)

政府資金の統一運用に関する請願(夏堀源三郎君外二名紹介)(第三三三三三号)

六月二日

陶磁器製タイルに対する物品税撤廃の請願(多武良吉三君紹介)(第三四二〇号)

政府資金の統一運用に関する請願(南好雄君紹介)(第三四三三三号)

同(田口長治郎君紹介)(第三四三三四号)

同(奥村又十郎君紹介)(第三四三三五号)

同(中島辰猪君紹介)(第三四三三六号)

同(内藤友明君紹介)(第三四三七七号)

の審査を本委員会付託された。

本日の会議に付した事件

理事互選

閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三三号)

緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九八号)

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二〇三三三号)

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出第二三三三三号)

〇佐藤委員長 これより会議を開きます。

まず理事辞任補欠選任の件についてお諮りいたします。本日理事三宅則義君から理事辞任の申出がありました。これを許可し、そのかわりに奥村又十郎君を理事に指名することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇佐藤委員長 御異議なしと認めまして、それでは奥村又十郎君を理事に指名することにいたします。

〇佐藤委員長 次に閉鎖機関令の一部を改正する法律案、緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案、及び接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案の四法案を一括議題といたします。そうして本日

は、まず緊要物資輸入基金特別会計法の一部を改正する法律案、及び外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案の両案について、政府当局より逐次詳細なる説明を聴取いたしました。説明員通産省通商振興局長石井由太郎君。

〇石井説明員 緊要物資輸入基金特別会計法は、昨年の四月以来運用されておるものであります。同法の目的は、主として特需の需要を充足いたしますために、外国産の緊要な物資を政府がみずから輸入、保有いたしましたところにあるのでございます。現在までの実績は、政府におきまして買入れの契約が成立いたしました金額約七億九

千万円、うち引取りましたものが約四億円ということに相なっております。買入れ契約の済んでおりますものは、ニッケルが約五百六トン、合成ゴムが千七百八十六トン、石綿が百七十三トン、苛性ソーダ六百トン、コバルト三

ト、原皮約四十二万六千トンでございます。このうち引取られました物資は、ニッケルが四百三十七トン、合成ゴム六百七十七トン、石綿二十四トンといたつた状況と相なっております。この会計はもつぱら特需の原材料の取得のみを目的として運用して参つたのでございますが、今後の独立後における日本経済の自主的な運営について考えてみますと、特需は、国際協力の見地から申しましても、また国際收支上外貨収入源である見地からい

たしまして、将来ともその充足を円滑にいたさねばならぬのはもとよりでございます。さらにはわが国の置かれておりますいわゆる底の浅い経済という見地から考えてみますと、若干の国際経済界の波動によりまして、非常に深刻な影響を受けるという状況にございますから、国際的な希少な物資につきましては、ぜひともこれらの供給が安定して行われるように確保せねばならぬわけでございまして、希少物資の持つております国際的な通用性もいたしまして、非常に価格の変動がはげしい。また往々にいたしまして、市場は売手市場でございまして、日本国内から買付に出勤

いたしましたれば、ただちに非常に高価をもつて押しつける。ことに希少物資でありますだけに、国内におきましての価格が非常に高い。これが国際流通秩序を乱しまして、あるものは国際的に原料判当会議等で想定いたしております価格よりも、非常に高く買いつけねばならぬという弊害が多く見受けられるのでございます。さらには現在国際経済情勢から見まして、取得しておきますれば有利かつ安定した供給を確保し得るにもかかわりませぬ、あるいは国内における関係産業の金融難でございまして、あるいは非常に少量ずつの需要になつておるといふ関係で、これがうまく取得できないというふうなものも見受けられるのであります。このような見地からい

まして、どうしてもこのような重要な物資につきましては政府みずから取得、確保いたしまして、安定いたしました国内供給をはからうというのが、本改正案の目的でございまして、いかにして国際的な供給不足物資を確保いたすかという具体的な計画といたしましては、でき得る限り有力なる外国生産商社と間期の契約を取結びまして、国際原料判当会議あるいは米国外国貿易局等の判当規正等に従いつつ、これを取得して参りたいと考えておるわけでございまして、また国際的に日本の当業者が熾烈なる競争をいたしまして、不当に価格のつり上げ競争をいたすというふうな弊害に対しても、事実上の買手独占をいたすことを排除して参りた

六月三日

委員高岡松吉君辞任につき、その補欠として奥村又十郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事三宅則義君の補欠として奥村又十郎君が理事に当選した。

第一類第六号

大蔵委員会議録第八十二号

昭和二十七年六月三日

いと考へておる次第でございます。現在計画をいたしまして持つております構想は、I.M.C. 国際原料制当会議から割当を受け得る見込みの物資はニッケル約八百トン、金額にいたしまして四億八千万円、コバルト二百四十トン、約七億二千万円、タンダステン約三百五十トン、約三億五千万円、ほかに石綿、原皮、亜麻仁油脂といつたようなものを約十億見込んでおられて、三十数億の予定を組んでおられるのでございます。法文につきまして若干御審議の便宜のために、説明を加えてさせていただきますれば、第一号にございまして「国際條約、国際協定その他国際的な取極に基いて日本国に割り当てられた物資」と申しますのは、現在普遍的に存在しておりますこの種の物資については国際的な協定をするのは、国際原料制当会議でございます。この国際原料制当会議によりまして、わが国に輸入割当の勧告がなされて参るのであります。現在国際原料制当会議におきまして、輸出、輸入あるいは消費等に割当を受けております物資は銅、亜鉛、鉛、硫黄、棉花、綿リンター、タンダステン、モリブデン、マンガ、ニッケル、コバルト、パルプ、紙、羊毛の十四品目でございますが、御承知の通り羊毛、棉花等は国内に有力なる業者がおるのでございまして、政府が特に買出動をいたす余地はないと存じますので、本基金は主としてタンダステン、モリブデン、ニッケル、コバルト等の稀少物資に運用いたす考へております。第二号にございまして「外国政府において輸出を統制している物資その他国際的に供給の不足して

いる物資で、政府において取得しなれば輸入することが困難なもの」と申しますのは、たとえばアメリカにおきましては、商務省の外国貿易局と申します機関におきまして、多くの物資の統制を行つておるのでございまして、この物資を取得いたすにつきましては、取得者の側が信頼すべきものである、リライアブルなものでなければならぬ。必ずその消費につきまして、十分に国内的規正が行われておるということ、必要といたしておるのでございまして、従いまして、価格あるいは数量等につきましては、一般民間貿易にございましては、取得する実益が多くなるといふのでございまして、むしろ政府による一手取得、一手販売によりまして確実なる消費、流通の規正を行つた方がよいのではないかと考へておるのでございまして、先ほど申し上げました石綿あるいは原皮といつたようなものに当てはまるわけでございます。

それからその後段にございまして「政府において取得することを有利とするもの」と申します範囲に入りましますもの」と申しましては、民間からの買付が行われますれば、いわゆるオフアアが競合いたしまして、必ずしも価格をつり上げるというふうなことを意味し、また民間で買いつけるためには、資力その他の関係からいって、長期契約等がでない。従つて安定した供給を確保し得ない物資をさしておるわけでございます。石綿等がその適当な例ではないかと考へておる次第でございます。おな本基金をもちまして取得いたしました物資の国内運用につきましては、もちろん会計原則の定めるところに從いまして、売拂い等が行われるの

でございますけれども、一部の物資につきましては、御承知のごとく国際的供給不足物資等の供給調整に関する法律がありまして、いわゆる規正等が行われておりますので、これらの用途につきましては逐次計画をしてやつて参ることにとらへたいと考へております。また拂下げの価格につきましては、国内一般市況によりまして拂い下げるわけでございますが、本会計によりまして取得いたしました物資につきましては、昨年の臨時国会におきましては輸入価格を下げない値段で、市価よりも安く拂い下げるわけによろしいという御承認を得ているわけでございます。あるいは特需関係の用途に、国際経済協力の関係からI.M.C. 物資等を拂い下げる場合でありますとか、あるいはわが国の当面いたしております一番重要な経済的要請、すなわち産業の合理化でございますとか、あるいは輸出の増進でございますとか、あるいは用途に對しまして、国内価格と国際価格との間に著しき開きのあるものにつきましては、国際価格を中心としたしました価格で売渡し等の措置を講じて前申しましたような趣旨に合致する運用を期したいと考へております。

なお従来、本基金の活動がやや活発でございまして理由の一つは、I.M.C.等の発足によりまして、国際的な重要物資につきましては、国際的な規正が行われるようになったのでございまして、その活動がなかつた軌道に乗りませんために、これに即応した十分な活動ができたかつたというふうにもあつたのであります。国際原料制当会議の活動も逐次軌道に乗つて参りましたので、これらに即応した国内際勢としても、本制度を運用したいと考へておるのであります。ついでをもちまして、国際原料制当会議の活動状況に言及して御説明申し上げますれば、昨年の二月十六日に発行いたしましたのであります。現在加入いたしましたおきまする諸国は二十七箇国でございます。その統制割当等を行つておきまする物資は、先ほど申し上げました十四品目でございますが、このために七つの委員会が設定されております。各委員会におきまして各国の事情を検討して、各国に對して消費あるいは輸出、輸入等の勧告を行つておるのでございまして、これらの勧告を無視いたしました活動は、後の割当等の場合に考慮されることとなるわけでございます。わが国が同会議から割当を受けておきまするものは、昨年の十月以降でございますが、ニッケル五百十六トン、コバルト二百二十トン、タンダステン五百五十五トン、モリブデン七十七トンというふうな状況と相なつております。また同時にわが国にいたした物資の輸出の割当を受けておるわけでありまして、硫黄五千トン、銅一万六千四百五十トン、亜鉛千七百七十トン等、タンダステン、亜鉛千七百七十トン等の輸出割当を受けておるというふうな状況に相なつております。

以上簡單でございまして、本制度の改正の目的並びに運用の計画につきまして、御説明申し上げた次第でございます。○大久保政府委員 たいま御審議をいただいておきまする外国為替資金特別会計法の一部改正法律案の内容につきまして、御説明申し上げます。改正点は二点ございまして、第一の点は、外国為替資金特別会計に属します外国為替資金を、今後外貨証券にも運用ができるというふうな点でございます。最近わが国の対外收支は非常に好調でございまして、外国為替資金特別会計に属しております外貨資金は相当の巨額に上つております。本年の四月末の米ドル並びに英ポンドの残高を申し上げますと、米ドルの現金勘定は大體六億六千万ドル、英ポンドの現金勘定は一億一千万ポンドに上つております。このふうな非常に順調な蓄積よりは、世界にもまれな成績であろうと思つてございまして、この外貨資金は現在のところ実際のわが国の対外為替取引に利用いたしておるのでございまして、たとへて申し上げますと、日本の為替銀行が発行いたします輸出信用上の保証金に利用する。また日本の輸入の場合に外国で振り出された為替手形は、この資金から支拂いが行われるといつたふうに、貿易の決済のために利用いたしておるのほもちろんございまして、なお相場の余裕が生じて参つております。この余裕をできるだけ有利な、また確実な運用をはかつて行くといふことが必要なのでございまして、現在すでに外国銀行等には定期預金をいたしまして、それで相當の利息収入を上げておるというふうな運用をいたしておりますが、今後なお確実な外貨証券、たとへば米国の大蔵省証券等にも運用ができるというふうなことをいたしたいと思ひまして、この道を開く必要がございまして、この

特別会計法の一部改正を企てた次第でございませう。

次に改正の第二点は、外国為替資金特別会計に属しております外国為替資金を、銀地金に運用いたしました場合に、この評価をどうするか。銀地金の評価を大蔵大臣の指定する価額によつて評価するということに、改めたことと考へるのでございませう。従来銀地金の評価は、物価統制令に規定する統制価額によつて評価するということに、ただいまの法律はなつておるのでございませうが、このたび銀の価額の統制が撤廃されることになりましたので、評価の基準を銀によつて評価する、そういうふうになつておるのでございませう。もつともただいまのところ、現在まで外国為替資金を金銀地金に運用をいたしました例はございませう。ただいまそういう地金を持つておりませう。今後ともあまり例はなからうかと思つてございませうが、ただいまの法律には銀にも運用できるという建前になつておりますし、そうなつておる以上は、評価をどうするかということをやはりきめておく必要がある、その評価のただいま基準になつておる統制価額がなくなる以上、何かそこをきめておく必要がございませう。それで、大蔵大臣の指定される価額によつて評価するといふ、そういう技術的な改正をこの際いたしておきたいと考へました次第でございませう。

大體以上をもちまして、本案の改正内容についての御説明といたします。○佐藤委員長 通告順によつて順次發言を許可いたします。奥村又十郎君。○奥村委員 ただいまの御説明により

ますと、外貨の手持ちが非常にふえておるといふこととありますが、われわれは貿易外収入による外貨が非常にふえておるよりに聞いております。今のところどの程度貿易外収入でドル及びポンドがふえておるのか。なおつけ加えてお尋ねしたいと思ひますが、特に駐留軍関係が個人で国内に支拂う米ドルが、われわれの予想外に国内に流されるというふう聞いておるのであります。これはしかし確実な政府筋からの話はお話できるだけで、なるべく詳しくお話を願ひたい。

○大久保政府委員 国際收支の現状につきまして御質問でございますが、ただいま手元に最近までの資料はあつくと持つて参りませうでしたが、昨年中の曆年の資料がございませうので、それでお申上げますと、一般の輸出入の關係におきまして、輸出はドル地域につきまして三億一千九百八十萬ドル、それから輸入が九億四千五百萬ドル、そういう数字になつております。特需その他の収入、これが大體三億八千六百五十萬ドル、これは特需その他連合國等の消費によるドル貨の収入でございます。それからその他たとは運賃であるとかあるいは保険であるとか、そういうものを受拂ひもあるものでございませうが、昨年中におきましては、こういうものはきわめて少額でありまして、そうしてしかもこれは拂ひ超過に相なつております。九千三百萬ドルぐらい日本からの持ち出しということになつております。それからポンドの受拂ひでございますが、輸出は六億一千二百九十萬ドル、これはドル單位で申上げます。それから輸入が三

億八千二百二十萬ドル、そういうものでございませう。これには特需その他の収入はほとんどございませう。ただ英露軍の消費します円貨を調達しますために、ポンドを外国為替管理委員会に売却して参りまして、それで若干の収入がございませうが、これはドルにいたしましてわずかに五百九十萬ドル程度でございませう。それから運賃、保険料、その他のインサイブルの收支、これもドルと同じく、わが方の拂ひ超過でありまして、これが五千五百九十萬ドル、そういうふうな状態になつております。それからなおオープン・アカウント地域について申上げますと、輸出は四億二千二百十萬ドル、それから輸入は三億一千四百七十萬ドル、そういうふうになつております。これにつきましては、もちろん特需その他の軍關係の収入はございませう。それから運賃、保険料その他の収入はございませう。いまして三千六百二十萬ドル、そういう拂ひ超過になつております。

特に後段の御質問の点でございませうが、特需その他駐留軍の關係による日本外貨獲得、これは昨年中は、概算でございませうが、六億二千二百十萬ドルでございます。これは物資特需、それからこちらに終戦処理費を外貨で支拂ひを受けるとか、あるいは將兵がこちらで必要とする円貨の調達のためにドルを買い取りませうとか、内訳は非常にこまかくございませうが、全体を合せまして六億二千二百十萬ドル、これを一昨年との比較を申しますと、一昨年は一億四千八百萬ドルという数字でございませう。昨年は非常にふえて参つたわけ

こういつた特需その他の収入が、外国に流れて行く心配はないかという御質問のようでございませうが、こういう収入は、一つは従来は米政府小切手でもつて支拂ひが行われまして、業者がこれを受取りまして、為替銀行に売却いたすのでございませう。為替銀行に売却いたすすと外国為替資金特別会計に集中されるということになります。ただ問題はそういういつた特需小切手が、これは米国内で支拂われるものでございませうから、直接業者が外国にこれを送つて、そうして外国でこれの支拂ひを受けるということ、いわば集中違反を行つてははしないかという点でございませう。この点につきましては、特に為替管理委員会といたしましては、厳重に注意いたしております。それでこれをチェックいたします方法といたしまして、ただいままでこういう方法をとつております。というのは、外国為替銀行から米政府小切手を買ひ取つた場合には、必ずその日に日報でもつて報告を委員会によつてすることになつております。一本々々の商社から何ドルの小切手をいつ買ひ取つたという報告をとりまして同時に、一方米国の支出官の協力を得まして、そちらの方から、業者に対してどういふ小切手を切つて拂つたかということ、一本一本リストをもらひまして、それでもつて拂われた小切手を、業者の名前まで、小切手番号までこちらで見まして、そうして銀行の報告とチェックいたしました。駐留軍の方からは支拂ひがあつたというにかかわらず、銀行の方では買ひ取つていないというものがございませうと、これを實際どういふふう

に、そのチェックがどうされたかと

いうことを照會いたしました。その間一本々々リストしておるわけでありませう。一方この委員会といたしましては、一々業者に立入り検査はございませうので、特別調査庁の活動をお願いいたしまして、特別調査庁の方から直接資料によりまして、業者の集中義務違反がないかどうかということをチェックしてもらつております。そうして疑わしいものは、また駐留軍の方に照會いたしまして、一々小切手の写真をワシントンからももらひまして、それに裏書がどういふふうになつておるかというところまで調べましてやつておるわけでありまして、ただいままでのところ、この政府小切手の横流れと申しますか、集中義務違反につきましては、著しい違反の事実はまだ発見いたしておりませう。それからなお特需につきましては、四拂ひが若干ございませうが、これは米国の支出官の方でまとめまして、ドルを私どもの委員会へ持つて参りまして、それで円貨金を調達して、それでもつて支拂ひが行われるわけでございます。それから、集中の脱漏という問題は四拂ひの分にはないわけでございます。これはもう一本でもつて集中されて参りますから、問題はございませう。独立を回復いたしました後、特需の支拂ひにつきましては、御承知の通り全部円貨の原則がとられまして、もうすでに米政府小切手による特需代金の支拂ひは、現在行われておりませう。かたが、先ほど問題にして私ども心配しておりました集中の脱漏という問題は、解消いたしましたわけ

で、さうして御承知願ひたいと思ひます。

に独占されてしまつて、ニッケル鉱が
シャット・アウトはされないでしよ
うが、非常に入りにくくなるから、何と
か政府の方でもらえないかとい
うことを、私は陳情を聞いたことがあ
りますので、もう少し詳しく調べてま
たお聞きしたいと思います。
○佐藤委員長 本日は午後一時から本
会議が開かれますので、これにて散会
いたします。次会は明四日午後一時か
ら開会いたします。

午後零時三十四分散会

昭和二十七年六月七日印刷

昭和二十七年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所